

南国市市民課窓口等業務委託事業者選定審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民課におけるマイナンバーカードに関する業務以外の窓口業務及び住民票の写し等の郵送による交付業務（以下「窓口等業務」という。）を委託する事業者（以下「委託事業者」という。）について、プロポーザル方式により公正かつ適正に選定するため、南国市市民課窓口等業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施に関する要領の確認に関すること。
- (2) 委託事業者の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、窓口等業務の委託に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員5名で組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(委員長)

第4条 委員長は、審査委員会を代表し、審査委員会の事務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、会議に専門的な知識又は経験を有する者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、市民課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第 3 条関係）

役 職 名	所 属 職 名 等
委員	総務課長
委員	財政課長
委員	企画課長
委員	市民課長
委員	高知県市町村振興課チーフ